

ＪＩＣＡ環境社会配慮助言委員会 第六回全体会合

2010 年 11 月 5 日（金） 15：30～18：00

ＪＩＣＡ本部 2 階 229 会議室

議事次第（案）

1. 開会

2. 11 月以降のワーキンググループ会合 案件概要説明（村山委員長/事務局）

1) バングラデシュ ダッカ都市交通網整備事業 DFR 報告

【WG 開催：12 月 27 日（火）14：00～ 場所未定】

3. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

・スリランカ モラガハカンダ開発事業（有償）環境レビューに対する助言案の報告

4. 協力準備調査（PPP（Public Private Partnership）インフラ事業）における助言委員会（全体会合、WG）の開催要領、情報公開要領の確認（村山委員長/事務局）

5. JICA環境社会配慮助言委員会の進め方について（村山委員長/事務局）

6. 今後の会合スケジュール確認

【全体会合】

・第七回委員会

12 月 6 日（月）14:30～17:00（於 JICA 本部 113 会議室）

【ワーキンググループ会合】

・インドネシア インドラマユ石炭火力発電事業（有償・E/S 借款）環境レビュー

11 月 8 日（月）14:30～17:00（於 JICA 本部 228 会議室）

・ウガンダ 水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト(開調)DFR 報告

12 月 24 日（金）14:00～（於 JICA 本部 229 会議室）

・バングラデシュ ダッカ都市交通網整備事業（有償・協力準備調査）DFR 報告

12 月 27 日（月）14：00～ 場所未定

7. 閉会

以上

情報 資産 区分	その他 (秘密取扱期間：-)
----------------	-------------------

主管課等：民間連携室連携推進課
保存期間満了時期：2012年3月31日

写し配布先：

平成 22 年 11 月 5 日
国 際 協 力 機 構
民間連携室連携推進課

(環境社会配慮助言委員会討議用資料)

協力準備調査 (PPP インフラ事業) の取扱いについて (案)

1. 環境社会配慮助言委員会での本調査の取扱いについて

協力準備調査 (PPP インフラ事業) については、以下の通りとする。

- ・ 環境社会配慮ガイドライン (以下「ガイドライン」という) を適用して調査を実施することとし、通常の協力準備調査同様に、助言委員会にて助言を受けるものとする。
- ・ 本件協力準備調査においては、EIA の作成支援と、住民移転ポリシーフレームワーク策定を調査 TOR に含めることとする。本件調査実施後、相手国政府の要請等案件の成熟状況を勘案しつつ、有償資金協力案件としての審査要件を満たすための次なる協力準備調査等調査段階にて、更なる調査を行うものとする。
- ・ 助言委員会及びワーキンググループにおける配布資料及び議事録等の取り扱いについても、「環境社会配慮助言委員会の設置要項」(以下「設置要領」) や「同運営方法」等の定めるところに従い公開を原則として取り扱う。
- ・ 但し、公募を通じて選定した PPP インフラ案件の調査の性質に鑑み、提案者や相手国関係者の商業上の秘密等に鑑み公開に支障のある情報が含まれる場合、設置要領や運営方法の定めに従い、ワーキンググループ会議の非公開での実施や、委員のみへの資料配布 (ウェブサイトでも公開せず) 等、慎重に取り扱いを検討するものとする。議事録の作成に当たっても、同様に配慮を行うものとする。

2. 上記取扱いにあたっての考え方

(1) 全般

本調査は、公募に基づく調査であること及び PPP (Public-Private Partnership) 型のインフラ事業を対象としたものであることから、通常の協力準備調査と案件の形態や成熟度等において、相当程度異なるものである。しかしながら、ガイドラインの精神にのっとり (ガイドライン I. 1.4 環境社会配慮の基本方針の重要事項 2: 「早期段階からモニタリング段階まで、環境社会配慮を実施する」)、案件形成の早い段階から助言委員会の助言を得ることにより、早期の段階

から環境社会配慮面における必要な対応案を検討しておくことが妥当と考えることから、ガイドラインに則した取り扱いを行うべきであること。

(2) 環境関連の TOR について

本調査は、提案公募型の調査であり、相手国政府からの要請により実施する調査ではない。そのため、相手国及び日本政府、並びに JICA の開発計画や協力に関する計画上、明確な位置づけがない段階であること（案件の中には事業地の選定がなされていないものもある）。

かかる状況で案件の成熟度が低い段階で通常の協力準備調査において実施するのと同様の環境社会配慮上の調査を実施すると、かえって住民の混乱を招くことが懸念されるため、かかる混乱を引き起こさないよう十分な配慮が必要である。従って、本調査の段階では、まずは必要かつ可能な範囲の調査を行うこととし、その後、案件実施に関する相手国政府の意向が確認された段階にて、別途協力準備調査等補完調査を行い、EIA、RAP 等について相手国政府の承認を得ることが妥当と考えられること。

(3) 助言委員会の開催方法

助言委員会及びワーキンググループの運営は、ワーキンググループは原則公開（議事録は議事要録でも可、配布資料は原則公開）、全体会合は公開（議事録は逐語録を公開、配布資料は原則公開）であり、傍聴も可能なため、提案者の同業他社を含む一般の者が傍聴や配布資料、議事録を通じて事業や調査概要に係る情報を入手することが可能である。

他方、本調査は、PPP インフラ事業に投資の形で参画予定である企業からの提案を公募して実施するため、通常の協力準備調査と比較して提案者及び相手国の政府等事業関係者の商業上等の秘密に配慮すべき範囲が必然的に多く含まれるところ、上記のとおり、会合や資料、議事録を全て公開とした場合、相手国関係者や提案者の商業上等の秘密が著しく毀損されるおそれがある。これらの点については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（“公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの”）及び JICA 環境社会配慮ガイドライン（“相手国等の商業上等の秘密には十分配慮”）にて、配慮義務が課されていることを踏まえて対応する必要があること。

以 上

(参考)

「商業上等の秘密」の該当事項（例）

- ・ 事業地の詳細
相手国として事業実施を決定していない段階で事業地の詳細情報が流布すると、投機的な土地購入による市場の混乱や、補償金目当ての住民の流入、占拠等の混乱が懸念され、円滑な事業推進や、経済的損失を発生せしめる可能性がある。
- ・ 事業の収益性分析に関する情報（事業費詳細、財務・経済分析等）
（特に民間事業部分に関しては）事業採算性は投資判断にとり決定的な重要事項であり商業上の利益の根幹に係る部分である。また、かかる情報流出は当該企業の株価にも影響しかねない。
- ・ 設計書、仕様（含む図面）
上記の収益性分析に係る情報と同様に、企業の投資内容の根幹を成す部分である。
- ・ 事業の実施体制
事業の実施体制（資本構成（含む現地パートナー）や資金調達方法を含む）に関する詳細な情報は、投資に関する最も秘匿性の高い情報のひとつ。また、現地パートナーを含む関係者の情報（例：現地事業パートナーの財務分析データ）はむやみにこれを公開することは企業経営に重大な影響を及ぼしかねず、不適当である。また、事業の推進体制/アプローチに関する情報も企業の独自性が含まれる場合があり、留意を要する

以 上

協力準備調査（PPPインフラ事業）について

平成 22 年 11 月 5 日

国際協力機構

民間連携室連携推進課

- (1) 調査の目的：民間企業から円借款等の ODA 資金の供与候補となる PPP インフラ事業のコンセプト及び基本事業計画策定に必要な調査のプロポーザルを広く募り、そのプロポーザルに基づき、同事業の実現と円借款等供与に向けて、基本事業計画の策定調査を協力準備調査として行うもの。
- (2) 調査の特徴：
 - ① 本調査は上記 (1) に記載の通り、提案公募型の調査であり、相手国政府からの要請により実施するものではなく、また JICA の国別事業展開計画に明確に位置づけられているものではない。よって、通常の協力準備調査とは案件の詰まり度合いや、相手国での認識等異なるものであるほか、実施にあたっては提案者の商業上の利益を守る必要がある。
 - ② 本調査は、企業が投資の形で参画予定である PPP インフラ事業を、企業自身が提案しているため、通常の協力準備調査とは性格が異なり、本調査の実施にあたっては、提案者の商業上の利益を守る必要がある。
- (3) 対象：以下 4 つを満たす PPP インフラ事業
 - ① 途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与する。
 - ② 日本政府・JICA の方針（国別援助実施方針等）に沿っている。
 - ③ 円借款等の ODA 資金を活用する見込みがある。
 - ④ 建設及び運営を含む PPP インフラ事業であり、提案した当該企業（共同企業体の場合は、うち少なくとも一社）が事業への投資の形で参画予定であること。
- (4) 範囲：事業全体（PPP インフラ事業のうち、公共事業として事業化される部分と民間事業として事業化される部分の両方を含む）を調査範囲とし、PPP インフラ事業全体としての実現可能性を確認。
- (5) 対象国：円借款事業の発掘・形成の可能性のある全ての協力対象国
- (6) 調査の規模：1 件当たりの調査金額（JICA 支払対象金額）は原則として上限 1.5 億円。ただし、技術経費は対象とせず。（年 2 回公示予定）
- (7) 応募者の資格：既に開発途上国等での活動実績をある程度有し、PPP インフラ事業に活かせる技術や経験を持つ、日本法人（登記法人）であること。また、調査を遂行するために必要な知見・実施体制及び管理体制を有すること。
- (8) 環境社会配慮ガイドライン：平成 22 年 4 月に公布された JICA の新環境社会配慮ガイドラインに基づき調査を実施するものとする。
- (9) 調査の成果：最終成果物として調査報告書（ファイナルレポート）にまとめる。なお、報告書は原則として一般公開の対象とするが、当該 PPP インフラ

事業の事業権に関する入札に直接関連する情報が含まれる場合等には、情報公開法等及びその趣旨を踏まえ、通常公表制限に加えて、企業の商業上の利益を害する部分については契約先企業と必要に応じて協議のうえ、当該情報については一定期間非公開とする。

以 上